

## 記入例

収入印紙は町控えのみに必要ですのでご準備ください。金額は賃貸料によります。

### 土地賃貸借契約書

収入  
印紙

賃貸人 飯豊町長

(以下「甲」という。)と賃借人 **飯豊建設株式会社**

**代表取締役 飯豊 花子** (以下「乙」という。)とは、土地の賃貸借に関し、次の条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有に係る下記に表示する財産を乙に貸し付ける。

(1)所在地 **飯豊町大字高峰1234-5**

(2)区分 普通財産

(3)種目 **土地**

(4)数量 **29.16㎡**

(用途指定)

第2条 乙は、賃貸物件を**白川ダム修繕工事の現場事務所設置**以外の用途に供してはならない。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸物件の賃貸借期間は、**年月日**から**年月日**までとする。

(賃貸料)

第4条 賃貸物件の賃貸料は、**【ここは無記入】**円とする。

2 前項の賃貸料は、甲の請求により甲が指定する支払期限まで**ください。**を払うものとする。

(賃貸物件の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約に基づく権利を第三者に譲渡し、賃貸物件を転貸し、又は第2条に規定する賃貸物件の用途を変更してはならない。

(使用上の制限)

第6条 乙は、賃貸物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、賃貸物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(維持費等の負担)

第7条 賃貸物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損の通知)

第8条 乙は、賃貸物件の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(損害賠償等)

第9条 乙は、その責に帰する事由により、賃貸物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、自己の負担において原状に回復し、又は当該滅失もしくはき損による損害を賠償しなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

必ず2部提出  
して下さい。

記入しないで  
ください。

(解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 1 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- 2 甲において公用又は公共用に供するため賃貸物件を必要とするとき。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき
  - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6)貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 4 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 6 乙は、第3条に規定する貸付期間にかかわらず、何時でも本契約を解除することができる。

(賃貸物件の返還)

第11条 乙は、賃貸借期間が満了したとき又は前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の負担において甲の指定する期日までに賃貸物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

(賃貸料の精算)

第12条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間にかかる賃貸料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

- 2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間にかかる賃貸料には利息を付さないものとする。

(費用の負担)

第13条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し、疑義の生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

記入しないで  
ください。

(甲) 山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地

飯豊町長

(乙) 山形県西置賜郡飯豊町大字 123-4番地

飯豊建設株式会社

代表取締役 飯 豊 花 子

者代  
印表